平成16年4月1日制定平成16年教育福祉科学部規程22号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学教育学部附属特別支援学校校則(平成16年教育福祉科学部規程 第20号)第27条第2項の規定により、大分大学教育学部附属特別支援学校高等部(以下「高 等部」)における授業料の免除及び徴収猶予に関する取扱いに関し必要な事項を定める。

(許可)

第2条 授業料の免除及び徴収猶予は、附属特別支援学校職員会議(以下「職員会議」という。) の議を経て、学長が許可する。

(授業料の免除)

- 第3条 授業料の免除は、次の各号の一に該当する者について行うことができる。
 - (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
 - (2) 休学, 死亡等やむを得ない事情があると認められる者
- 第4条 前条第1号の該当者で免除を受けようとする者は、別に定める申請書に次の書類を添え、 校長を経て学長に願い出なければならない。
 - (1) 家庭調書
 - (2) 学資の支弁が困難であると認定しうる市町村長の証明書
- 2 授業料免除の総額は、授業料収入予定額の35パーセントに相当する額を超えないものとする。
- 3 免除の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、各期の授業料の納付期限までに 受理した願い出に対して、当該期分の授業料について許可する。
- 4 免除の額は、各期分の全額又は半額とする。
- 5 免除の許可は、当該期限りとする。当該年度内の翌期及び次年度において引き続いてこの措 置を必要とする者には、改めて申請させる。
- 第5条 第3条第2号に規定する免除は、次の各号による。
 - (1) 休学を許可した者については、次の算式により算定した授業料の全額を免除する。 授業料年額×休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数

1 2

- (2) 死亡又は行方不明のため学籍を除いた者については、未納の授業料の全額を免除することができる。
- 2 生徒又は当該生徒の学資を主として負担している(以下「学資負担者」という。)が、次の各 号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の

発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由 発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該生徒が当該期分の授業料を納 付していない場合においては、当該期分の授業料を免除することができる。

- (1) 授業料の各期ごとの納付前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡し、又は生徒若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合
- 3 前項の授業料の免除の取扱いについては,前条第1項,第3項及び第4項の規定を準用する。
- 4 授業料の免除を願い出た者に係る授業料は、免除を許可し、又は不許可とするまでの間は、 徴収を猶予する。
- 第6条 授業料の未納を理由として学籍を除いた者については、未納の授業料の全額を免除する ことができる。
- 第6条の2 入学料の未納を理由として学籍を有しないこととなる場合は、未納の授業料の全額 を免除することができる。
- 第7条 授業料の徴収猶予を許可している者に対し、その願い出により退学を許可した場合は、 月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

- 第8条 授業料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する者について行うことができる。
 - (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難と認められ、かつ、学業優秀と認められる者
 - (2) 行方不明の者
 - (3) 生徒又は学資負担者が災害を受け、納付が困難と認められる者
 - (4) その他やむを得ない事情があると認められる者
- 第9条 特別の事情のある者については、月割分納を許可することができる。この場合の月割分 納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とする。
- 第10条 授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いは、免除の場合に準ずる。
- 第11条 徴収猶予の期限は、各期末までとする。

(許可の取消し)

第12条 第2条の規定により許可を受けた者が、許可の決定後、その理由が消滅したとき又は 虚偽の事実が判明したときは、学長は、職員会議の議を経て、許可の取消しをする。 (雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか授業料免除及び徴収猶予に関する必要な事項は、校長が 別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年教育福祉科学部規程第10号)

この規程は、平成19年4月11日から施行し、この規程による改正後の大分大学教育福祉科学部附属特別支援学校高等部授業料免除及び徴収猶予取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平成21年教育福祉科学部規程第17号) この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年教育福祉科学部規程第7号) この規程は、平成28年4月1日から施行する。